

「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル4」発令
及び「地震発生」等の緊急の措置について

- ◆この連絡は、気象警報が発令された場合や、地震が発生した場合の緊急措置についてのお知らせです。各ご家庭で見やすい場所に掲示しておいてください。
- ◆緊急時には、さまざまな混乱が予想されますので、学校への連絡はご遠慮ください。児童の安全を第一に考え、各ご家庭で下記の対応をよろしくお願いします。

【暴風警報】【特別警報】『茨木市』発令時の措置

1	午前7時の時点で「暴風警報」「特別警報」発令の場合	臨時休校
2	午前9時までに「暴風警報」「特別警報」解除の場合	解除された時点で登校(給食あり)
3	午前9時の時点で「暴風警報」「特別警報」が解除されていない場合	臨時休校

- ※午前9時までに解除されて登校する場合、午後の授業がありますので給食が提供されます。
- ※特別警報が発表された場合は、「暴風警報」発表時と同様の措置となります。

【地震発生】『茨木市』

大地震（震度5弱以上）が発生の場合		
1	始業前	臨時休校(登校中の場合は学校へ向かう)
	授業中	授業中止：児童は学校待機となり、保護者引き渡しの措置を取ります。
	放課後	在校時：状況により学校待機とし、保護者への引き渡しの措置を取ります。 下校中：自宅か学校の近い方へ向かう。(自宅に誰もいない時は学校へ)
	翌日	臨時休校の連絡がない限り登校する。
震度5弱未満の地震が発生の場合		
2	学校・園施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかを判断しますので、臨時休校の連絡がない限り登校させてください。	

【警戒レベル4】『耳原小校区内』避難勧告・避難指示(緊急)発令時の措置

1	午前7時の時点で「警戒レベル4」発令の場合	臨時休校
2	午前9時までに「警戒レベル4」解除の場合	解除された時点で登校(給食あり)
3	午前9時の時点で「警戒レベル4」が解除されていない場合	臨時休校

- ※午前9時までに解除されて登校する場合、午後の授業がありますので給食が提供されます。
- ※警戒レベル3の場合でも、状況に応じて臨時休校の措置をとる場合があります。

- ★学校からの連絡は原則メールを利用して行いますが、停電やパソコンや携帯機器の故障時には連絡できない場合もあります。予めご了承ください。
- ★登校後に各種警報等が発令された場合は、通学路の安全などから判断し、集団下校措置、引き渡し措置、もしくは保護措置(学校待機)となります。